

「ユネスコ加盟 70 年の歴史をたどる」

本コラムは 2021 年の日本のユネスコ加盟 70 年を記念して、当時の文部科学省大臣官房文部科学戦略官である町田氏が個人的な見解を記したものです。内容は 2021 年執筆当時のものであり、また、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会をはじめ、日本政府の公式な立場を示すものではありません。

第 15 回：ユネスコの文化事業（1）

（文責／町田 大輔）

ユネスコの事業の第三の柱は、文化です。ユネスコが設立された当時はヨーロッパにおいてすら物資が不足していました。戦争により学校や図書館が大きな損害を受けたことから、ユネスコが最初に取り組んだ事業の一つが、書物の配給と交換でした。1955 年には、書物の交換に参加する図書館は 1 万を超えました。それが円滑に行われるよう、書籍や視聴覚教材の輸入に際して関税を免除する国際協定を提唱し、実現させました。また、自国通貨が外貨と交換できない国のために国際クーポン制度を創設し、ユネスコ・クーポンで外国の書籍や視聴覚教材を購入することを可能にしました。

上記の事業はどちらかという物質的な必要を満たすものでしたが、諸国民の生活を相互に理解するというユネスコ憲章の趣旨に沿った最初の事業としては、世界各国の代表的な文学作品の翻訳事業が挙げられます。我が国も加盟後まもなく、古典および現代の代表作品をユネスコに推薦し、ユネスコと日本政府が経費を折半する形で様々な作品の英語訳やフランス語訳が出版されました。この中には川端康成の『雪国』も含まれており、同氏のノーベル文学賞受賞に一役買ったとも言われています。この文学作品の翻訳事業は、当初は書籍等の交換や芸術作品の複製の巡回展などと同様に「文化の普及」事業と位置付けられていましたが、1956 年に開催された第 9 回ユネスコ総会で採択された 1957-1958 年事業・予算では「文化と国際理解（Culture and International Understanding）」という項目の中に位置付けられたほか、「東西文化価値の相互理解（Major Project on Mutual Appreciation of Eastern and Western Cultural Values）」という事業の中でも実施されることとなりました。

初期の文化事業の柱の一つとなっていたのが、「作家・芸術家の保護」で、そのために万国著作権条約を 1952 年に採択しました。著作権条約としては作品が完成した時点で

著作権が発生するという立場（無方式主義）をとるベルヌ条約が19世紀に既に存在していましたが、著作権の発生に登録が必要な（方式主義）アメリカや中南米の国々の多くはベルヌ条約に加盟しておらず、作品がこれらの国では保護されないという問題が生じていました。万国著作権条約には、無方式主義の国の作品であっても、著作権者名および最初の発行年とともに©マークを表示すれば方式主義の国の手続きを行ったとみなす、という規定が設けられています。方式主義自体が否定されているわけではないので、ベルヌ条約に加盟できない国でも万国著作権条約には加盟することができ、作家・芸術家の権利が世界中で守られるようになりました（今ではほとんどの国がベルヌ条約に加盟しているため、万国著作権条約の意義が薄れています）。

条約の話が出たので、今でもユネスコの文化事業の柱となっている文化遺産の保存に関する条約を紹介しましょう。ユネスコには文化財保護の条約がいくつかありますが、最初に締結されたのが「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」です。貴重な文化財を収めている博物館・図書館やそれ自体が文化財といえる建築物の多くが戦争中に損傷を受けたことから、それは自然な流れだったでしょう。1952年に条約の草案が作成され、1954年に採択（ハーグで採択されたことから「1954年ハーグ条約」とも言われます）、1956年に発効しました。内容は、武力紛争時に想定される損害から文化財を保護するための平時からの準備、武力紛争時の文化財の尊重、動産文化財の武力紛争時の避難施設や不動産文化財の集中地区への特別な保護（それが重要な軍事目標から十分離れており、軍事目的に利用されていないことが条件；そのような文化財は国際登録簿に登録され、特別な標章を表示する）などで、我が国は条約（および第一議定書）に署名しました。

条約に規定されている特別保護（special protection）の対象となる文化財が「大規模な工業の中心地または攻撃を受けやすい地点となっている重要な軍事目標から十分な距離をおいて（at an adequate distance）存在すること」という条件が国内で問題となりました。「十分な距離」の基準がないこと、重要な軍事目標には、飛行場、放送局、国防施設、重要港湾・鉄道駅、幹線道路が例示されているが、例えば文化財の近辺にあるすべての放送局を戦時に閉鎖するというようなことができるのかという問題、現実には奈良の法華寺の近くに航空自衛隊の幹部候補生学校があることなどが指摘されました。さらに、そもそも平和憲法を持つ我が国が武力紛争を前提とした条約に加盟することが適切なのかという疑問もあったことから、日本は長い間批准をしませんでした。

1990年代のユーゴスラビア紛争で文化財が攻撃目標とされたことから、より強い保護を求める動きが高まり、条約の第二議定書が1999年に作成されました。軍事目標から

離れているという特別保護の要件を満たしていない文化財が世界遺産に多数登録されているという現状も踏まえ、第二議定書においては距離の条件が撤廃され、代わりに当該文化財が人類にとって非常に重要な文化遺産であることを条件とする「強化された保護 (enhanced protection)」という仕組みが導入されました。2001年にはアフガニスタンにおいてもタリバンが大仏を破壊したり、博物館を攻撃したりするなど、文化財の危機が高まりました。第二議定書は2004年に発効し、我が国では2007年(平成19年)5月ようやく国会で条約および第二議定書への加盟が承認され、同年9月に批准書を寄託し117番目の締約国となりました。これに対応した国内法として「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」も制定されました。

もう一つ、文化財に関する重要な条約をユネスコは所管しています。「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約(略称:文化財不法輸出入等禁止条約)」で、1970年に採択されたことからユネスコでは「1970年条約」と呼んでいました。1954年ハーグ条約は戦時における文化財の破壊や占領下における略奪を禁止しましたが、1970年の文化財条約は平時における文化財の不法な輸出入を禁止するものです(外国の領土を占領して文化財を輸出することを不法行為とみなす条文も含まれています)。

大英博物館やルーブル美術館に古代オリエント文明から発掘された文化財が数多く展示されているように、かつてはヨーロッパの考古学の調査隊が外国の貴重な文化財を持ち出すことは普通に行われていました。また、これらの文化財を売買する市場も発達していて、第二次大戦後に次々に独立した途上国が自国の文化財が流出する現状を何とかしたいと声を上げたのが条約作成のきっかけでした。1970年条約は、文化財を許可なく国外に持ち出すことや輸入することを禁止し、不法に輸入されたことが判明した場合は(原産国である締約国が要請すれば)、輸入した国は原産国に返還するために必要な措置を取る(ただし善意の購入者に対しては原産国が適正な補償金を支払う)ことを定めています。

アフガニスタンでタリバンが大仏を破壊した2001年、カブール(カーブル)の博物館からも多くの文化財が国外に流出し、条約上の規制が及ばない日本に数多く持ち込まれました。当時、多くのユネスコ加盟国がハーグ条約および1970年条約に加盟していましたが、我が国はいずれにも加盟しておらず、日本出身の松浦ユネスコ事務局長は立場がないという状況でした。国内の政治・行政では、私たちの日常生活や企業の営みに直結する経済関係の条約が優先され、文化財関係は後回しになってしまうという話を聞いたことがあります。この時ばかりは政府は早期批准に動き、2002年(平成14年)6

月に国会で承認され、9月に批准書を寄託しました。これに対応した国内法として「文化財の不法な輸出入の規制等に関する法律」が制定され、文化財保護法の一部が改正されました。

ところでアフガニスタンの文化財が日本に多く流入したのは、日本が条約に加盟していなかったことが一つの原因ですが、逆にそれが功を奏してアフガニスタンの文化財が守られたという面もあります。当時東京藝術大学の学長だった平山郁夫先生（故人）は、アフガニスタンに再び平和が訪れた暁には返還するという目的の下、日本に流入したこれらの文化財（先生は「文化財難民」と呼んでいた）を購入者から集めていらっしゃいました。保管・修復された文化財は、先生が亡くなられた後の2016年に、一部が国内で展示・紹介された後、アフガニスタンに返還されました。

昨年（2021年）8月にタリバンが政権を再び掌握し、現地では再び文化財の破壊されるのではないかという不安に襲われました。まだ安心はできないものの、今回のタリバン政権は文化財を守ると表明しています。

今回は引き続き文化遺産を取り上げたいと思います。



町田 大輔

1986年（昭和61年）、文部省（現文部科学省）に入省。文部科学省・文化庁内の各部局のほか、他省庁、地方、独立行政法人、大学、研究所で様々な業務に携わったが、科学と国際分野の経験が比較的長い。1996～2002年、旧文部省国際学術課課長補佐、在仏日本大使館（ユネスコ代表部）一等書記官、文化庁国際文化交流室長、文部科学戦略官としてユネスコに関わった。2023年3月より、独立行政法人 国立文化財機構 アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）所長。

ユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイトより
全20回の寄稿文をお読みになれます →

